

申込先 宮田村ファミリーサポートセンター事務局

宮田村子育て支援センターうめっこらんど

申込日 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

連絡先 電話85-5931 FAX85-6100

お休み 土曜日・日曜日・祝日

8月13日～16日・12月29日～1月3日

# 宮田村ファミリーサポートセンター

## 相互援助活動の手引き

【令和3年改訂版】



会員番号		お名前	
------	--	-----	--

## ファミリー・サポート事業とは

「子育ての援助を行う人」と「子育ての援助を受ける人」が会員になり、地域で子育ての助け合いを有償で行う会員による組織活動です。ファミリー・サポート事業は、地域で安心して子どもを生み育てる社会や環境をつくることを目指しています。

### 会員とは

#### 利用会員（子育てのお手伝いをしてほしい方）

- ・村内に在住し生後4ヶ月から12歳までのお子さんを育てている方

#### 協力会員（子育てのお手伝いをする方）

- ・村内に在住する20歳以上の方で、心身ともに健康な方
- ・原則として自宅での保育が可能であり、秘密が守れる方
- ・資格の有無は問いませんが、村が行なう講習会を修了した方（10回講座）
- ・協力会員は毎年開催される子育て講座にスキルアップの為、都合をつけて参加

#### 両方会員（協力と利用を兼ねる方）

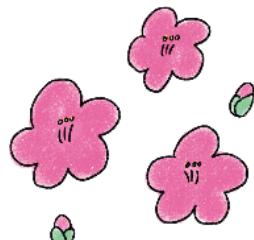
- ・子育てのお手伝いをしてほしい方で、お子さんを預かることができる方
- ・村が行なう講習を修了した方

### 入会・退会手続き

1. センターに会員として入会する方は「入会申込書」をセンターに提出します。
2. 利用会員は申込書提出後、会員として登録され、会員証が交付されます。
3. 協力会員・両方会員は「ファミサポ講習会」を受講した方が登録申し込み書提出後、会員として登録され会員証が交付されます。
4. 会員が退会しようとする時は、「ファミリーサポートセンター退会届」に会員証を添えて提出して下さい。

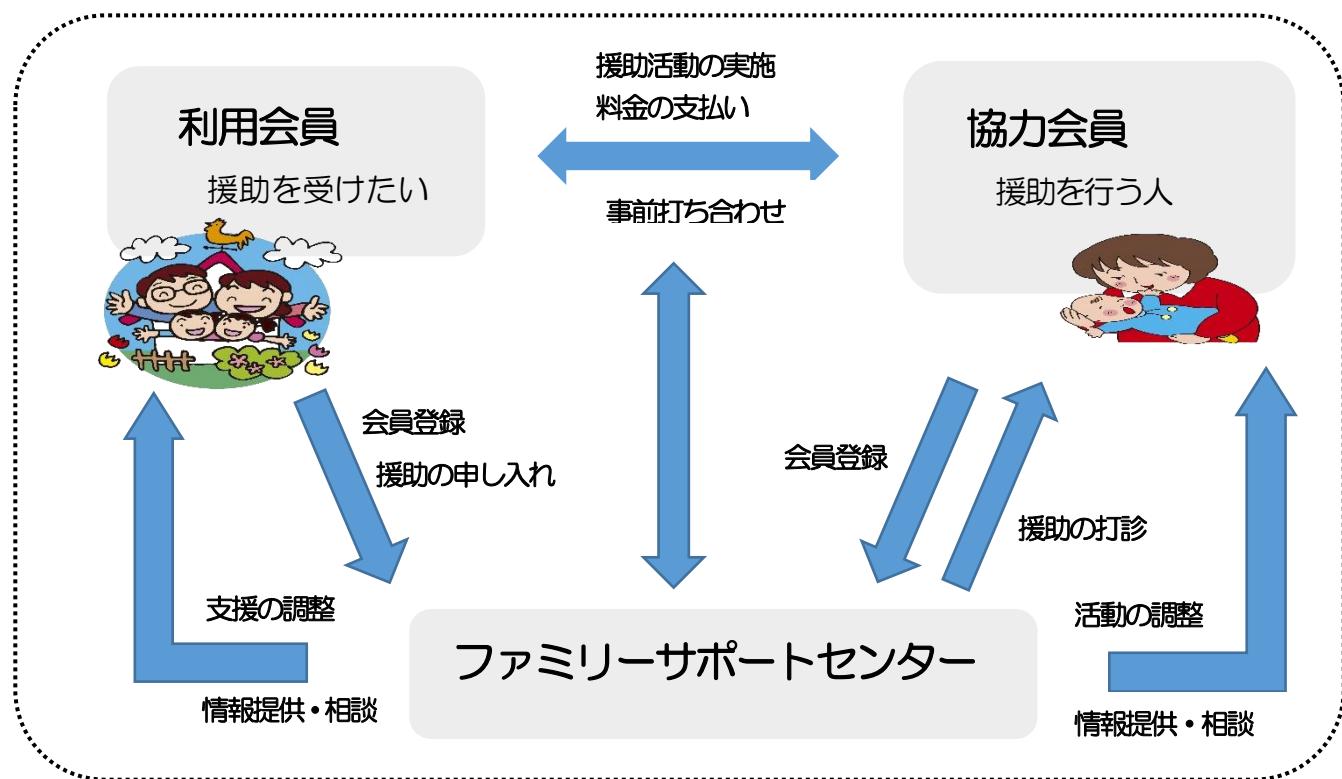
### 援助活動の内容

1. 保育園等への子どもの送迎をします。
2. 保育園、小学校等の時間外に子どもを預かります。
3. 冠婚葬祭、通院、外出、社会的活動等の際に子どもを預かります。
4. その他、仕事と育児及社会的活動等の両立のために必要な援助を行ないます
  - \*原則として病時の預かり、宿泊は行いません。
  - \*援助活動範囲は原則として村内までとします。



## 依頼から援助活動終了まで

1. 利用会員は、援助を依頼したい日時、援助内容をセンターに申し込みます。
2. センターは
  - (1)協力会員に援助内容を伝え、承諾が得られたら活動の依頼をします。
  - (2)利用会員に協力会員が決まった事を伝えます。
  - (3)協力会員、利用会員双方の事前打ち合わせを依頼します。  
(打ち合わせは原則として協力会員さんの自宅かうめっこらんど「遊ゆう広場」で行います。)
3. 協力会員は
  - (1)援助活動終了時に「援助活動報告書」へ記入し捺印をします。  
クーポン券支払いが行われた場合は「宮田村ファミリーサポートセンター事業助成金交付申請書兼請求書」に記入、捺印をします。
4. (1)事務局で作成した「援助活動報告書」の内容を確認し、署名捺印後協力会員に利用料金を支払います。クーポン券は就園前まで有効です。



### 利用料金



### 利用料金表 (令和3年4月現在)

援助時間	1人(1時間当たり)
月曜日～土曜日 午前7時～午後7時 (遊ゆう広場での託児)	700円
	500円
日曜日・祝日・年末年始 上記以外の時間	800円

詳細利用料金は別紙で添付

## 備考

### 1. 援助時間に端数がある場合

- ① 1回の援助活動が1時間に満たない場合でも、1時間とみなします。
- ② 1時間を超えて30分以内の利用の場合は上記料金の半額を、30分を超えて1時間までは1時間の料金加算になります。
- ③ 予約時間を延長した場合も同じです。

### 2. 基本的に利用会員と援助会員は1対1対応で行います。兄弟姉妹で複数利用される場合は、援助会員も複数で対応します。

### 3. 援助に必要なもの（おむつ・飲み物・おやつ等）は原則利用会員が用意します。 ※おやつや飲み物については、利用会員の方で用意し持参したもの以外は与えません。

### 4. 援助活動時間について

- ① 協力会員宅での預かり
  - ・利用会員の子どもが協力会員宅に着いた時間から、依頼会員が迎えに着いた時間までとします。
- ② 送り迎えがかかる場合
  - ・協力会員が自宅を出発した時間から、援助活動終了後協力会員が自宅に戻るまでの時間とします。
- ③ 遊ゆう広場での預かり
  - ・利用会員の子どもが遊ゆう広場に着いた時間から、依頼会員が子どもの迎えに着いた時間までとします。

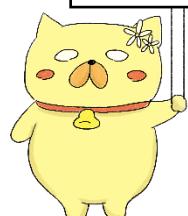
### 5. 交通費について

- ① 協力会員の自家用車を使用した時、またはやむを得ずして交通機関を利用した場合は実費を支払って下さい。（1キロ当たり21円）

### 6. 取り消しについて

- ① 前日までの取り消しは無料です。
- ② 当日の取り消しは予約内容で算定した半額を支払います。
- ③ 無断取り消しは予約の内容で算定した金額を支払います。

取り消しは  
お早めに！



## 会員相互の約束ごと

- 援助活動で知りえた個人情報を他の人に漏らさない、話さない。（守秘義務）  
援助活動で知りえた会員相互のプライバシーは、活動期間だけでなく退会後も守秘義務を守りましょう。
- 援助活動はセンターに連絡してから行いましょう。（連絡がない場合は保険の対象外となります）
- 活動中の事故が発生した場合は、速やかにファミリーサポートセンター事務局に連絡をしてください。
- 健康にはお互い気をつけましょう。
- 援助活動を行うときは、事前に援助活動の内容について十分打ち合わせをしましょう。



## 利用上注意したいこと

### 1. 利用会員は

- 送迎の援助を依頼した会員は、子どもを預けている施設に対し「今日の迎えはセンターの協力会員〇〇さんが行きます。」と、連絡をしておきましょう。
- 活動日時の変更、取り消しの場合は協力会員とセンターに速やかに連絡をしてください
- 約束した時間は守りましょう。

### 2. 協力会員は

- 預かる日時、人数、援助内容、緊急連絡先の確認をしておきましょう。  
援助活動中子どもの安全確保に努めましょう。
- 異常がある場合は利用会員への連絡とともに、センターにも連絡を入れましょう。（センター電話番号： 85-5931）
- 援助活動を始める前に、保育する場所、周囲の安全を確認しましょう。
- 危険なものは子どもの手の届かないところに片付けておきましょう。

### 安全チェックリスト・・・・・大丈夫かな？

- 階段やベランダ、段差は
- 子どもの手の届くところに薬・タバコ・マッチ・洗剤  
硬貨・刃物・ビニール袋・湯沸しポット・アイロン等
- ストーブ・ファンヒーター・扇風機は
- 浴室の入り口・室内換気は
- 遊び場・道路は



## センター開所時間外に緊急対応として援助活動を必要としたとき

土曜日・日曜日・祝日・盆期間・年末年始・平日の午前8時30分前

午後5時15分以降

- 利用会員は事前紹介を行なった協力会員に直接援助依頼をすることができます。
- 利用会員は協力会員の承諾を得た後、お子さんを預けましょう。
- 利用会員は援助依頼の件をセンター開所後に連絡をしてください。

**連絡のない援助活動はセンターの活動にはなりません。また、補償保険の対象にもなりませんのでご注意ください。**

- 協力会員は「援助活動報告書」を子育て支援センターに提出してください。

クーポン券で支払いが行われた場合は、「宮田村ファミリーサポートセンター事業助成金交付申請書兼請求書」を合わせて提出してください。

⇒クーポン券での支払い分の金額が村より指定口座に入金されます。

## 事故の対応と補償保険制度について

事故等に備えて会員になると自動的にファミリーサポートセンター補償保険に加入することになります。保険料は宮田村が負担します。

事故による緊急対応は、ファミリーサポート事業危機対応マニュアルにより行ってください。

### 1. サービス提供会員傷害保険

援助活動中の協力会員が傷害を被った時に補償するもの

#### 【補償例】

- 走ってくる子どもを受け止めようとして支えきれずに転んでけがをした。
- 子どもを送って帰宅途中、雨でぬれた階段で滑ってけがをした。

事由	補償額	保険金支払い要件
死亡	350万円	事故日から180日以内の死亡
後遺障害	程度により 350万円～14万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院(一日)	2,000円	事故日より180日以内を限度
手術	2,000円	事故日より180日以内 また、1事故に基づく傷害について1回を限度
通院(一日)	2,000円	事故日より180日以内を限度

## 2. 賠償責任保険

協力会員が、援助活動中監督ミスや提供した飲食物等が原因で第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償するもの。

### 【補償例】

- ・協力会員の不注意でお湯がこぼれ、子どもに大やけどをさせてしまったことにより賠償責任を負った場合。

事由	支払い限度額	内容
対人・対物対象	2億円	1事故につき
初期対応費用	1事故 1,000万円	担当者の派遣費用・事故現場の保存費用等
訴訟対応費用	1事故 1,000万円	万一訴訟となった場合
受託者賠償責任	1事故保険期間中50万円	依頼会員から預かった現金・預かり品が損壊・紛失または盗取・詐取された場合
見舞い金	30,000円限度	依頼会員の子どもが提供会員宅の財物を破損した場合

## 3. 依頼(利用)子供障害保険

利用会員の子どもが、保育サービスを受けている間に、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、協力会員の過失の有無に関わらず補償するもの（疾病は対象にならない）

### （補償例）

- ・子どもが階段から落ち、けがをした。
- ・子どもが犬にかまれて、怪我をした。
- ・子どもが転んで怪我をした。



事由	補償額	備考
死亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により300万～12万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（一日）	1,000円	事故日より180日以内の期間に受けた手術に限る
手術	1,000円	事故日より180日以内を限度
通院（一日）	1,000円	事故日より180日以内で90日分を限度

## 団体託児について

### 1 団体託児を受けるにあたって（協力会員）

- ① 託児開始15分前には現地に集合してください。
- ② 当日の協力会員リーダーの方はその日の託児児童票を利用会員リーダーより受け取って協力会員に情報を共有してください。
- ③ リーダーは、団体託児記録票を記入後、事務室へ提出してください。
- ④ 託児リーダーの方は前日までに記録表をうめっこらんど事務局まで持ちに来てください。

### 2 団体託児を利用するにあたって（依頼団体代表者の方へ）

- ① 団体託児のお申込みは、お早めにご連絡ください（遅くとも一週間前には）
- ② お申込みされる際、担当者名、託児人数、託児時間などお預かりに必要なことをお伺いします。
- ③ 主催者（託児の依頼団体）で託児担当を一人決めておいてください。
- ④ お子さんの荷物にはすべてに（おやつ、タオル、おむつ等）記名をお願いします。

#### \* \* 必ず持たせていただきたい物 \* \*

- ・飲み物
- ・タオル
- ・着替え
- ・おむつ・パンツ
- ・おしりふき
- ・靴・帽子



個々の荷物を入れるかご等を用意してあります。

- ⑤ おんぶ紐については、こちらでも用意しますが、個人のものを使う場合は、あらかじめ協力会員へ使い方を説明してください。
- ⑥ 具合の悪いお子さんはお預かりできません。
- ⑦ 託児は基本1対1です。協力会員の人数以上の人数はお引き受けできません。

## 利用料金表

利用時間	基本時間内（700円）	基本時間内（800円）
	月～土曜日 午前7時～午後7時	日・祝祭日・年末年始 午前7時まで・午後7時以降
	1人につき	1人につき
1時間まで	700円	800円
1時間30分まで	1,050円	1,200円
2時間まで	1,400円	1,600円
2時間30分まで	1,750円	2,000円
3時まで	2,100円	2,400円

## 遊ゆう広場での利用料金表

利用時間	基準時間内（500円）
	月～金曜日午前9時30分～午後4時
	土曜日午前10時30分～午後2時
	1人につき
1時館まで	500円
1時間30分まで	750円
2時間まで	1,000円
2時間30分まで	1,250円

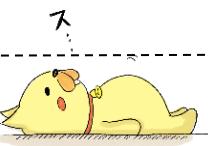
## 今と昔の子育て法

子育ての常識は時代によって変化します。  
ここでは以前と大きく変わっている部分を紹介し、今の子育て法の実践をおすすめします。

昔

泣いてすぐ抱っこすると  
抱きぐせがつくといわれて  
いました。

抱っこ



うつぶせ寝は、頭の形がよく  
なる、寝つきが良くなると  
いわれました。

寝かせ方

抱っこすることで、赤ちゃんは  
安心し、人への信頼感が育つなど、  
心の成長に良い影響が生じます。  
抱きぐせは心配ないので、泣いたら  
すぐに抱っこしましょう。

今

乳幼児突然死症候群（SIDS）  
の予防から仰向けで  
寝かせましょう。  
一ヶ月を過ぎたら腹ばい  
あそびはおすすめです。

授乳は3時間おきにするのが  
いいといわれていました。

授乳



水分補給として、白湯を与え  
ていました。

お風呂上り

授乳の目安は3時間ですが、  
母乳の場合は赤ちゃんの要求  
を見て、赤ちゃんが欲しがつ  
たら授乳しましょう。

準備期に果汁を与えて  
いました。

離乳食の進め方

状況により白湯で水分補給し  
てもよいですが、母乳を飲ませ  
ます。ミルクは、3~4時間  
間隔をあけます。

風呂上がりやおむつかぶれに  
に、ベビーパウダーをつけて  
いました。

スキンケア

準備期はなくなり、果汁を  
与える必要はありません。  
5ヶ月に入って10倍粥  
から始めていきます。



ベビーパウダーは、粉が毛穴  
を塞ぎ、湿疹や炎症の原因に  
なります。スキンケアは保湿  
をすることです。  
(クリームやローション)

昔

くる病（ビタミンD欠乏症）  
の予防のために行っていました。

日光浴

今

外気浴をします。  
外気浴の際は、紫外線の強い  
時間帯(10時～14時)はな  
るべく避け、日陰での外気浴  
をおすすめしています。

大人のかみ碎いたものや、  
大人が使った箸で与えていま  
した。

虫歯予防

2歳くらいを目安にはずして  
いました。



オムツはずし

母親が授乳をやめる『断乳』  
がすすめられていました。



卒乳

大人のもつ虫歯菌をうつさな  
いよう、大人が使った箸で食べ  
物を与えるのはやめましょう。  
また、3歳までは糖分の多いも  
のを控えることで大人になっ  
ても虫歯になりにくい環境に  
なります。

オムツがはずれる時期には個  
人差がありますが、オムツは  
ずしは2歳くらいまでには意識  
して始めていけると良いで  
しょう。

授乳の終わりも『卒乳』と  
やさしく表現されています。  
卒乳は1歳～1歳6か月くら  
いをめどに考える方が多いが  
子どもから自然に離れていく  
まで授乳することを希望する  
方もいます。  
卒乳は母児の状況に合わせて  
考えていきます。